

市民の声を議会に～請願・陳情の出し方～

請願・陳情とは

請願や陳情とは、自治体に対しても「言いたいこと」や「お願いしたいこと」があるときに「議会に直接訴える」という、法で定められた制度です。

日本国憲法の第3章「国民の権利及び義務」の第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も

提出と審査の流れ

請願や陳情は、各自治体の議会に提出するもので、地方自治法の第124条に「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と規定されています。

①提出する前に
決められた書式はあります
せんが、文書作成の注意事項は次のとおりです。
◇日本語で書く。
◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入

請願の場合は1名以上の議員の紹介が必要で、陳情には不要という点です。紹介と署名することで「紹介議員はこの請願書の内容について賛同・了解している」という意味を持ち、請願者に代わって審査の場に説明者として参加することができます。

は、請願書の表紙に議員が署名することで「紹介議員はこの請願書の内容について賛同・了解している」という意味を持ち、請願者に代わって審査の場に説明者として参加することができます。

これが望ましく、請願は紹介議員がいることから直接提出される

ことが通例ですが、陳情についても同様に、委員会を協議し、本会議で正式に付託されます。また、陳情については、「陳情の取り扱いに関する申し合わせ」を定めており、原則と

請願は、受理後の議会運営委員会で、その内容について審議し、賛同できる（（採択）か賛同できない（（不採択）かの結果を出し、陳情についても同様に、委員会に送付された後、その内容について賛同できる

委員会に付託された請願は委員会で、その内容について審議し、賛同できる（（採択）か賛同できない（（不採択）かの結果を出し、陳情についても同様に、委員会に送付された後、その内容について賛同できる

（※1）請願・陳情とともにささらに慎重に審議するため、審議するためには、「閉会中の継続審査」となることがあります。その場合は審査が完全に終まるまで結論は出ません。

（※1）請願・陳情とともにささらに慎重に審議するためには、「閉会中の継続審査」となることがあります。その場合は審査が完全に終まるまで結論は出ません。

②提出の方法

議会事務局（市庁舎6階）にお持ちください。郵送でも受け付けます。しかし、請願や陳情はその趣旨から直接提出する

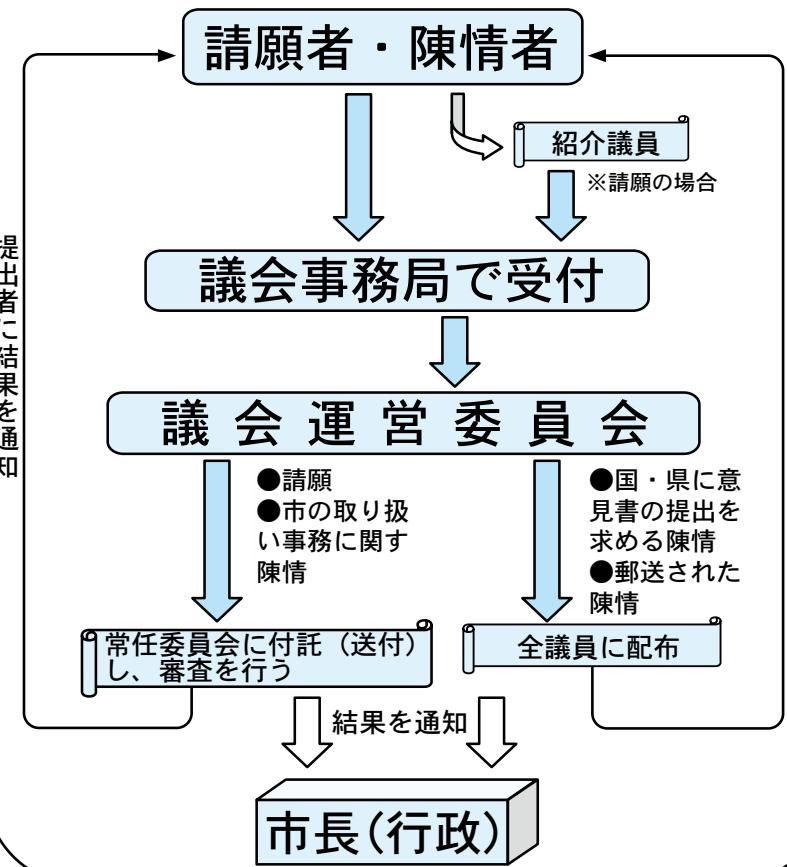
④取扱いの基準

請願は、受理後の議会運営委員会で、その内容について審議し、賛同できる（（採択）か賛同できない（（不採択）かの結果を出し、陳情についても同様に、委員会に送付された後、その内容について賛同できる

⑤委員会審査

開会日の7日前に行う議会運営委員会に諮り、そこで取り扱いが決定されます。

【図1】請願・陳情処理の流れ



常任委員会の所管事項と所属委員一覧

市議会議員の所属常任委員会、常任委員会の所管事項は、下表のとおりです。なお、申請された請願を審査する委員会の委員は紹介議員になることを自粛しています。依頼する際はご注意下さい。

総務常任委員会	◎橋川 芳夫(海)	○重田 保明(共)	坂本 俊六(市)
	飯田 英榮(市)	今井 和雄(海)	鈴木 輝男(公)
	三宅 良子(ネ)	渡部 美憲(海)	
市長室・総務部・企画部・財務部・会計課・消防本部・選挙管理委員会・監査委員の所管に関する事項、他の常任委員会の所管に属さない事項を担当			
文教社会常任委員会	◎矢野 眞(市)	○氏家 康太(海)	森田 完一(海)
	鈴木 惣太(海)	久米 和代(公)	白神多恵子(共)
	三谷裕美子(ネ)	太田 祐介(市)	
保健福祉部・教育委員会の所管に関する事項を担当			
経済建設常任委員会	◎市川 敏彦(海)	○志村 憲一(共)	外村 昭(市)
	高橋 進(海)	鈴木 守(海)	福地 茂(公)
	奥村 正憲(無)		
市民環境部・建設部・まちづくり部・農業委員会の所管に関する事項を担当			
◎委員長 ○副委員長 (海)=海友クラブ、(市)=市政クラブ、(共)=共産党、(公)=公明党、(ネ)=ネット、(無)=無会派			

請願・陳情の前に…

傍聴するには

海老名市議会では委員会の傍聴は許可が必要となるので、傍聴を希望される方は議会事務局までお越しください。傍聴の申し込みを委員長が許可した場合は、合傍聴できます（定員15名）。

手紙や市への要望という形で市民の声を投げかけることができます。

陳情は、前述のとおり議会で審査し、その結果に

よつては市へ要望することになるわけですか、まず、「市長への手紙」や市の要望を行った上で、議会に請願・陳情をした方が、より正確な審査、対応が行えると思います。

名市議會議長 森田完一
16日（金）午後5時30分が締め切りとなります。（平成19年2月1日現在）。

◇日本語で書く。
◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入

◇提出する前に
決められた書式はあります
せんが、文書作成の注意事項は次のとおりです。
◇日本語で書く。
◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入